

高萩・北茨城広域事務組合辞令様式規程

令和元年10月1日

訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、辞令の様式及び記載事項等を統一し、人事管理の適正をはかることを目的とする。

(辞令行為等)

第2条 高萩・北茨城広域事務組合職員の辞令については、北茨城市辞令様式規程（昭和60年北茨城市訓令第1号）の例による。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。